

1. 集大成科目「教職実践演習」の質的保証・実質化

教職科目「教職実践演習」の法的根拠と教育内容の「質」保証について

一学部全体のご理解とご協力を、今後ともお願いいたします—

教員・学生用

2024年4月

1. 法的根拠について

教育職員免許法施行規則第6条第1項の表備考十一に、以下の通り謳われています。

「教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を習得したことを確認するものとする。」

2. 教職科目「教職実践演習」について

(1) 2010年度入学生のカリキュラムから教職科目「教職実践演習」が必須化されています。

(2) 実施に当たっての準備事項例として、

「入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握する。(例えば、履修する学生一人一人の『履修カルテ』(本学では「教職履修カルテ」と呼ぶ)を作成す。)」とあります。

(3) 留意事項としては、

「学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うこと」とあります。

(4) 補完指導として、

「『履修カルテ』を参照し、個別に補完的な指導を行い、教員として最小限必要な資質・能力が身についているかを確認し、単位認定を行う。」とあります。

3. ポートフォリオとは一確かな習得・活用、創造的な課題発見・解決能力へのステップ—

(1) ポートフォリオとは書類や作品を入れる書類入れ等という意味で、実践的な教育学では「学びの成果や学修履歴をファイルし主体的・創造的に活用する」契機と方法という意味で使われます。学修履歴の活かし方の基準、その妥当性・本質性、創造性等が問われます。

(2) ポートフォリオ作成と活用は自己の学びと方法等を振り返り(一般化・メタ認知化)、絶えざる自己評価・検証を行い、これからの社会で求められる資質・能力の向上と自己課題の発見、拡充・深化を図るために行うものためのものです。

(3) 本学の教職課程では、これ等に基づき「教職ポートフォリオ」を運用しています。

4. 綴じる内容—何を、なぜ、どのように…綴じるのか? 価値ある問いとポートフォリオ—

(1) 作成した課題(1年次のものから4年次のものまで)

(2) 指示をされたもの (3) 自主的に作成したもの (4) その他

※電子媒体のものは、概要が分かるように写真かコピーをする。

5. 作成上の諸注意

(1) 教職ポートフォリオファイルは4年間を通して使用するため各自で責任を持って保管する。

(2) 綴じる書類は、黒のボールペン(筆記具)またはパソコンを用いて作成すること。

(3) 論文や論述等からの要約・引用では出典の明記等、公的論文作成技術等に留意すること。

6. 評価と指導体制—学生自らの「主体的・対話的で深い学び」への支援—

(1) 教職ポートフォリオファイルは、履修登録時または指示のあった時に提出する。

(2) 教職ポートフォリオファイルの最終評価は、4年後期の「教職実践演習」で行う。

※例年、教職ポートフォリオファイルの提出時に、無くしたと申し出る学生がいます。

必ず自己管理をさせて下さい。再配付は致しません。